

西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件

西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会委員を次のように委嘱する。

令和6年5月15日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤岡 謙 一

1 委嘱委員

学識経験者	中村 恵子
保護者代表	大上 浩子
関係行政機関職員	原田 綾女
関係行政機関職員	小澤 多恵
関係行政機関職員	本山 泰子
関係行政機関職員	生子 裕之
関係行政機関職員	市田 晴菜
関係行政機関職員	細井 達也
関係行政機関職員	幸谷 真織
関係行政機関職員	永戸 健史
関係行政機関職員	吉岡 あゆな
関係行政機関職員	徳楠 弓奈
関係行政機関職員	赤塚 裕考
関係行政機関職員	由良 篤
関係行政機関職員	梅津 智彦
関係行政機関職員	弘中 健太
関係行政機関職員	濱石 翔
関係行政機関職員	嘉本 沢枝

2 委嘱年月日

令和6年5月22日

3 委嘱期間

令和6年5月22日から令和6年8月31日まで

(参考1)

○提案理由

西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会設置に伴う委員委嘱

(参考2)

○西宮市附属機関条例(抜粋)

(委員)

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

(西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会の特例)

第43条 第2条第3項の規定にかかわらず、西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会

(以下この条において「委員会」という。)の委員に委嘱され、又は任命された者の任期は、当該委員の委嘱又は任命の日から当該日の属する年の8月31日までとする。

- 2 委員会における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項、第3項及び第4項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。

西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会

中 村 惠 子	武庫川女子大学	元講師
大 上 浩 子	保護者代表	
原 田 綾 女	西宮市立西宮支援学校	校長
小 澤 多 恵	西宮市立西宮支援学校	教頭
本 山 泰 子	西宮市立西宮支援学校	主幹教諭
生 子 裕 之	西宮市立西宮支援学校	主幹教諭
市 田 晴 菜	西宮市立西宮支援学校	主幹教諭
細 井 達 也	西宮市立西宮支援学校	主幹教諭
幸 谷 真 織	西宮市立西宮支援学校	教諭
永 戸 健 史	西宮市立西宮支援学校	教諭
吉 岡 あ ゆ な	西宮市立西宮支援学校	教諭
徳 楠 弓 奈	西宮市立西宮支援学校	教諭
赤 塚 裕 考	西宮市立西宮支援学校	教諭
由 良 篤	西宮市立西宮支援学校	教諭
梅 津 智 彦	西宮市立西宮支援学校	教諭
弘 中 健 太	西宮市立西宮支援学校	教諭
濱 石 翔	西宮市立西宮支援学校	教諭
嘉 本 沢 枝	西宮市立西宮支援学校	教諭

以 上 1 8 名

教科用図書選定委員会委員委嘱に係る内規

- 1 義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員のうち学識経験者については、教育系の学部または学科を設置している西宮市内の大学から、学長もしくは学部長による推薦者1名を教育委員会会議に提案することとする。
- 2 義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員のうち保護者代表については、西宮市PTA協議会からの推薦者2名を教育委員会会議に提案することとする。
- 3 西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会、西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会、西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会の委員については、各校の校長からの推薦者を教育委員会会議に提案することとする。

西宮市教育委員会 学校教育課

令和4年4月1日